

なら歴史芸術文化村条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和三年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

なら歴史芸術文化村条例の施行期日を定める規則

なら歴史芸術文化村条例（令和二年十月奈良県条例第二十一号）の施行期日は、令和四年三月二十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。